平成２３年（フ）第２００号
香川県高松市亀田南町460番地18
債務者　尾崎　澄代（旧姓内藤・中嶋）
1　決定年月日時　平成23年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３２号
福岡県大牟田市三里町３丁目５番地18
債務者　奥薗　萩吉
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第４３０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山１丁目４番27―１号　ベルマーレ遠山102号
債務者　渡辺　邦昭
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山１丁目４番27―１号　ベルマーレ遠山102号
債務者　渡辺ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８２号
仙台市宮城野区鶴巻１丁目16番16号　小幡ハイツ107
債務者　木村　孝男
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
仙台市泉区向陽台３丁目13番４号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田５丁目16番地６
債務者　佐藤　浩之
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４８７号
仙台市泉区向陽台３丁目13番４号、従前の住所宮城県黒川郡富谷町成田５丁目16番地６
債務者　佐藤　和枝
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
仙台市青葉区宮町２丁目２番40号　シャンブル宮町305
債務者　高橋　　桂
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５３１号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目１番地　市営住宅５あ10棟10
債務者　渡邉　　肇
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３１号
茨城県日立市東成沢町１丁目３番７―202号
債務者　大石　寛恵
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第５６号
茨城県日立市水木町１丁目18番25号
債務者　三村　　治
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第５２号
茨城県筑西市海老ヶ島884番地１
債務者　仁平　正巳
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１０９号
茨城県古河市東間中橋188番地10
債務者　三浦くに子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１０号
茨城県結城市大字結城6181番地３　サンハイツ下り松
債務者　西村　　進
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１４号
茨城県猿島郡五霞町大字小手指989番地６
債務者　山谷由佳理
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１１５号
茨城県古河市恩名1535番地12
債務者　高橋　俊春
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第１３０号
茨城県筑西市上星谷79番地５
債務者　広岡　　満
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
水戸地方裁判所下妻支部